

## 第一百七十四回国会 衆議院

## 経産業委員会議 第十一号

平成二十二年五月十八日(火曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 東 祥三君

理事 柿沼 正明君 理事

理事 杉本かずみ君 理事

理事 吉田おさむ君 理事

理事 平 将明君 理事

相原 史乃君 理事

太田 和美君 理事

金森 正君 理事

木村たけか君 理事

斎木 武志君 理事

白石 洋一君 理事

平 智之君 理事

高邑 勉君 理事

花咲 宏基君 理事

松岡 広隆君 理事

山本 剛正君 理事

梶山 弘志君 理事

塩谷 立君 理事

永岡 桂子君 理事

額賀福志郎君 理事

吉井 英勝君 理事

与謝野 鑑君 理事

委員の異動

五月十八日 辞任

森山 浩行君

柚木 道義君

相原 史乃君

園田 博之君

同日 辞任

稻富 修二君

笠原 多見子君

佐藤 茂樹君

洋介君

柴橋 正直君

田嶋 要君

高松 和夫君

長尾 敬君

藤田 大助君

向山 好一君

柚木 道義君

近藤 三津枝君

高市 早苗君

西野あきら君

江田 康幸君

園田 博之君

補欠選任

五月十八日

相原 史乃君

柚木 道義君

森山 浩行君

園田 博之君

与謝野 鑑君

事業の促進に関する法律案について発言を求めております。

○平(将)委員 自由民主党の平将明でございま

す。よろしくお願ひいたします。

前回、自民党、公明党欠席の中で採決がされました。残念に思います。

それでは、法案について質問してまいりたいと思いますが、本日、資料を二枚配らせていただい

ております。経産省のつくった資料でありますので、これをベースにお話をさせていただきたいと

思います。

まずは、今回、一枚目でありますけれども、工

ネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業

の促進に関する法律案の一つの柱である、この左

側の「株式会社日本政策金融公庫による低利・長

期資金供給(ソースティップローン)」というのがござ

りますが、これを見ると、大企業に対する貸し

付けを政府系金融機関が行つていくという仕組み

になっています。

自公政権のときには、政府系金融機関の改革に

取り組んでまいりまして、政府系金融機関は民間

がリスクをとり切れないところをカバーする、そ

ういった役割をすべきではないか。なかなか民間

の金融機関がリスクをとり切れない中小企業の分

野であるとか、例えはサブプライムローンも含め

て金融が混乱をしたときのセーフティーネットで

あるとか、そういうところを政府系金融機関は

やつて、そして、できるだけ民業を圧迫しない、

縮小していく、そういう方針であったかと思いま

ますけれども、ゆうちょ銀行の件とか、このツー

ステップローンとかを見ると、どうもそういった

方向性もしくは基本的な方針ということが今の政

權では変わっているのかなと思います。

その辺の基本的な政府系金融機関の役割についての現政権の方向性やビジョンについて変更があ

るのか、お伺いをしたいと思います。これは、政

府の方、どなたでも結構でございます。

○泉大臣政務官 御質問、ありがとうございます。

現政権において、例えばこれまでの政権と比べて大きく政策金融のあり方について位置づけが変わつたということではありません。基本的に、今

委員おつしやつたように、民業補完の位置づけと

いう中で機能を發揮していくということであります。

ただ、経済の危機的な状況等々がありまして、昨年の十二月八日の緊急経済対策の中でももちろん、これまでどおりのきめ細やかなセーフティーネット貸し付けの中での政策金融の役割といふことを、中堅・大企業の資金繰り対策というこの別の項目で設けております。やはり日本政策投資銀行等による危機対応業務の延長等といふことです。

とかをしっかりとやらせていただきことが日本経

済全体の信頼にもなるということで取り組ませて

いただいているところであります。そういうた

事情を御理解いただきれば、どうふうに思つてい

ます。

ただ、繰り返しになりますが、基本的には、役

割、位置づけは変わつてないということであり

ます。

○平(将)委員 役割は変わつてないということ

ですが、民業を圧迫しないと。

今お話をあったのは、危機対応の部分で、中

堅・大企業に対しても対応していくんだという方

向は示しているという発言かと思いますが、これ

は危機対応なんでしょうか、今回のスキームは。

展開事業ですか、そういうふうに見ても視点を

当て、日本がより官民挙げて海外に対して事業を開けるようにということを今戦略として取り組んでいる。そういう中には、環境分野ですかといふのは入ってくるのかなというふうに考えております。

○平(将)委員 今回のスキームは、海外展開事業に当たるんでしょうか。

○直嶋国務大臣 今回の措置は、今も議論がありましたが、さきの政策金融改革において、政策金融は民間補完に徹し、必要なものに限定する等の考え方に基づいて実施をされているわけでございます。

特に、大企業、中堅企業向け融資は、民間市場の発達を背景に、原則として政策金融から撤退するものとされたところでございます。

今回のものは、海外が対象ではないということをございまして、今申し上げたようなことなんですが、その一方で、一つは、エネルギー環境適合製品の開発、製造の事業は、我が国にとつて経済成長と雇用創出に貢献するという意味で極めて重要であるということ、また、現在の民間金融市场では、大企業であつても、本制度の対象となるような大規模かつ長期の資金調達は必ずしも容易ではないというのが現状でございます。

このような状況を踏まえまして、本制度においては、政策金融改革の趣旨に沿い、民間補完を図りつつ、経済成長戦略の一つとして政策的要請にこたえるために創設されるものであるということをございます。

○平(将)委員 細かいリスクの話はこれから具体的にやつていきたいと思いますが、少なくとも、政府の見解を教えてくれという質問に対して、泉内閣府大臣政務官は、危機対応もしくは海外展開等を考えている。今、大臣はどちらでもないという話ですね。だから、政府の方針とやつてあることが違うんじゃないですか。

それと、今の話を聞けば、民間がリスクをとらないから政府がやるというのはわかりますよ、後で細かいスキームはありますけれども。そんなに

リスクをとつてないじゃないですか。

まず、ちょっと大臣の前に泉さん、危機対応、海外展開事業とか、そういう基本的な公的金融の立ち位置は変わっていない、方針は変わってないということだけれども、その中で、サブプライムの問題もありましたが、当然、それは危機対応

をやるべきだと私も思います。また、海外展開に行くときに、もうちょっとリスクが高くて、これはどうしても民間金融機関ではできないというところに、政府がある方針を示して決断をして、リ

スクをとるというのは私はありだと思いますよ。しかしながら、その大きな政府の方針を泉さんが説明されて、今の大臣の話だと食い違つているんじゃないですか。そんなにリスクをとつてないじゃないですか。

具体的に聞きますよ。どうなんですか、その辺は。大臣政務官ですけれども、一応、政府を代表して聞いているんですからね。泉さん、お願ひします。

○泉大臣政務官 私の方で緊急経済対策の中身を説明させていただいて、今回のこの低炭素投資促進の……(平(将)委員「そう、ソースステップローン」と呼ぶ)このソースステップローンの話ですね。緊急経済対策の方にも、海外展開の中でのソース

ステップローンということは、文字としては書かせていただいているわけですけれども、この事業においては、国内の中小企業の皆さん、先ほど大臣がおっしゃったような、さまざまな技術は持っているということを踏まえて、それが将来大きく広がる可能性があるというつながりの中で支援をしているという理解だと思います。

○平(将)委員 確かに、今後大きな広がりを持つだろう、成長分野だろう、それは重要な立場を取っている。しかししながら、泉さんがおっしゃっているのは、企業を圧迫しない、民間がリスクをとれないからそれを補完するところはやる

ような、リーマン・ブラザーズみたいなことが起

きたり、急な信用収縮が起きたりするから、セーフティーネットとしてやります、これはわかります。さらには海外展開、これもしかしたら、大企業はどうかわからないけれども、リスクが高いかもしれないから、それはソースステップローンと

いう形でやります、それはわかりましたよ。でも、大臣は、これは海外展開の場合じゃないと言つているんですね。海外展開じゃないんでしょ

う、これ。だから、政務官が言つてることと大臣が言つてることが違うんですよ。政府の方針の範囲におさまっているということでいいんですか。それはなぜ、いやいや、ちょっと待つてくださいよ。そんな、ダメですよ。逃げては。政府を代表して

緊急経済対策の方にも、海外展開の中でのソースステップローンということは、文字としては書かせていただいているわけですが、この事業においては、国内の中小企業の皆さん、先ほど大臣がおっしゃったような、さまざまな技術は持っているということを踏まえて、それが将来大きく広がる可能性があるというつながりの中で支援をしているという理解だと思います。

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、やはり、国内の小さな企業を支援することが将来的につながっていくということであり、それは私の立場からはコメントを差し控えさせていただきます。

○泉大臣政務官 今回のこの事業が許容範囲かどうかといふことを、済みません、私の立場で判断をするという立場、役職にはないものですので、それは私の立場からはコメントを差し控えさせていただきます。

○平(将)委員 泉政務官、これ、一枚目の基本資料です。今話をしているのはこのソースステップ

ローンの左の方ですから、小さな企業じゃないですよ。経産省がつくってきた書類をそのまま僕は参考資料に使ってますけれども、これを見てください。この上の太陽光パネル、電気自動車、リチウムイオン電池。確かにベンチャーワークの分野もあるでしょうけれども、経産省のイメージはこう言つています。海外展開じやないんじよ

すよね。わかりますか。経産省はそういうイメージなんですよ、後ろの人たちです。

だから、大臣政務官が適當な答弁をされば困るんだよね。大企業向けのものに政府系金融機関が出している。今までの政府の大きな方針だとやることは許容範囲なのかどうなのか、それはどういふべき範囲なのか教えてくださいよ。そんな、ダメですよ。逃げては。政府を代表して

政府系金融機関の基本的な立ち位置と、その中でこれは許容範囲なのかどうなのか、それはどういふべき範囲なのか教えてくださいよ。それは私の立場からはコメントを差し控えさせていただきます。

政府系金融機関の基本的な立場と、その中でこれは許容範囲なのかどうなのか、それはどういふべき範囲なのか教えてくださいよ。それは私の立場からはコメントを差し控えさせていただきます。

○泉大臣政務官 今話しているのは、郵政の話も少ししまず、いろいろ乗りでやられちゃたまらない、とんでもないという話なんですよ。だから、もうこれ以上言いませんが、ちゃんと方針を決めてくださいよ、方針を。だって、企業圧迫ですよ、こんなものではありませんか。だから、私が不安なのは、郵政の話も少ししまず、いろいろ乗りでやられちゃたまらない、とんでもないという話なんですよ。だから、もうこれ以上言いませんが、ちゃんと方針を決めてくださいよ、方針を。だって、企業圧迫ですよ、こんなものではありませんか。だから、私が不安なのは、郵政の話も少ししまず、いろいろ乗りでやられちゃたまらない、とんでもないという話なんですよ。だから、もうこれ以上言いませんが、ちゃんと方針を決めてくださいよ、方針を。だって、企業圧迫ですよ、こんなものではありませんか。だから、私が不安なのは、郵政の話も少ししまず、いろいろ乗りでやられちゃたまらない、とんでもないという話なんですよ。だから、もうこれ以上言いませんが、ちゃんと方針を決めてくださいよ、方針を。だって、企業圧迫ですよ、こんなものではありませんか。だから、私が不安なのは、郵政の話も少ししまず、いろいろ乗りでやられちゃたまらない、とんでもないという話なんですよ。だから、もうこれ以上言いませんが、ちゃんと方針を決めてくださいよ、方針を。だって、企業圧迫ですよ、こんなもの

と、何でもかんでも政府が出てきます、何でもかんでもリスクは政府がやりますということになつたら、経済は成長しませんよ。

だから、さつきも言つたように、民間金融機関がリスクをとれませんねと言つても、日本の社会として、経済構造としてどうしても必要なところは政府が手を差し伸べていく。もしくは、将来の成長に向けて、これは日本の国益として、経済の成長の目玉としてどうしても重要なところの高い部分については、新たに基本方針を決めて、国民の皆さんの納得をもつて、政府はリスクをとる。どつかじやなきやだめじやないですか。どつちでもないですよ、これは。

最後は、余り言つてもあれです、感想だけいただいて、もう結構ですから。

○泉大臣政務官 我々も、民間の金融機関に頼張つて、いただくことはすばらしい姿だ、一番の姿だと思つていながら、一方で、例えば金利の問題で、低利の資金を供給するということについてなかなか民間で難しさがあつたり、長期資金

ということもそうかもしません。

そういうことを、政府が時の経済情勢に合わせながら支援をしていくことでこういった仕組みをつくつてあるわけですねけれども、先ほど答弁で話をしましたとおり、我々としては、民業補完という立場がまず明確に存在するというふうに思つておりますので、そういう視点でこれからも取り組んでいきたいと思います。

○平野委員 ごめんなさい、何か、今の答弁を聞いて不安になりました。

もう一問 泉さん、よく理解していくもわなきやいけないです、政府を代表して来ているんですから。

この図の左下、ちょっと質問の順番が変わりますけれども、政府がとつてあるリスクはどこかといふと、左の下の箱の中に支援措置とありますね。まず、国が財投貸し付けを日本政策金融公庫

形態というものを変えるものでもなく、また、政府から親会社への出資比率を変えるものでもなく、ただ、若干今度の法案で変えさせていただく点があるとすれば、親会社から業法のもとにあります。親会社の金融機関に対する出資比率の問題と、それから、いつごろこれが上場されるのかということについて、これらは経営判断だと思っておりませんので、政府は口を挟まないということにしておられます。

そういう大前提のもとで限度額の引き上げの方針を決めさせていただいたわけでございますが、これは、その方針をお示ししたときにも亀井大臣、原口大臣から御説明を申し上げておりますが、郵貯については平成三年から十九年間これが据え置かれておりまして、その十九年間の国民の皆さんのお預金残高の伸び率等を勘案すると、大体千五百万から二千万ぐらいのゾーンの引き上げは、国民の皆さんのお利便性を考えると決して不合理なことではないという判断のもとで決定をさせていただいております。

ただ、実際にこれがどのくらい郵貯の残高の増加につながるのか、あるいは、今御指摘のありました信金・信組等地域金融機関の皆さんへの影響となつてあらわれるのか、これは全く予断を抱けないと、うふうに思つてゐるのが正直なところでございます。

○平(将)委員 せつかく大塚副大臣が来られてるので、ちょっとと幾つか。

今のお答弁の中で、平成三年から十九年間、要是上限価格が引き下げられたと。その中で、これだけ上げるのが妥当だというようなお話をされたけれども、その根拠は何ですか。

○大塚副大臣 これは実際に数字を発表したときにも申し上げさせていただきましたが、例えば、預入限度額につきましては、個人預貯金額の一人当たり、全体、あるいは民間金融機関の個人預貯金額、これらのデータを私のところいろいろ算出いたしました。

例えば、全体の金額ですと一・六七倍にこの間

なつておりますので、そうすると一千万が一千六百七十万という計算になります。その一方で、例え、これは金融広報中央委員会、日銀のもとに置かれているこの中央委員会の全世帯の貯蓄目標額というものの、これなども参考にしております。これは平均値で二千五十四万。データは相当いろいろなものを見てみたんですけれども、総合的に判断をしてその数字にさせていただきました。

○平(将)委員 今の大臣の分析は、預金者の側が、要は預金がふえているからと。預金者の利便性から立つて妥当だということだと思いますが、私の指摘は、全体的な預金の中で、郵貯と金融機関の預金の争奪戦の中で、実質、民業だと言い張るけれども、どうもこちらで見ていると官営化のような感じもあるし、政府がバックについているところが前面に出ているようなイメージもするけれども、全体の預金量の中で郵貯を倍にするということは、しかもあれだけの支店網があつて、その預金のとり合いの中でどういう影響が起きるかという心配。

それと、先ほど大臣もおつしやられたけれども、特に営業力の弱い信金・信組。しかも、さつきの金利の話で、金利を高くして集めているわけですから、一生懸命金利を高くして集めているわけですね。ですから、そういうところに対する影響といふものは検証されたんですか。

○大塚副大臣 これは、去年の秋口から再三、そういう観点での御指摘、御指導を賜っておりますので、いろいろ分析をした結果を先週の金曜日に私の方から、まずは与党議員の先生方には御説明させていただきまして、野党の先生方でも最も御心の高い世耕先生にはとりあえずお伝えさせていただいております。

例えば、個人預貯金残高全体が五年間で、過去一年のペースで各業態が変化していく場合、過去一年は、郵政は十・三兆円減っているわけでありまして、信金は七・七兆円、信組は〇・五兆円ふえているわけですが、仮に、残高限度額を引き上げることによって過去一年のトレンドが

全く逆転した場合、全く逆転して、郵貯が十三兆円減るのではなくて十・三兆円ふえた場合に、

これはプロラタで、あと銀行、信金、信組、農協と割り振つてみると、それでも信金は四・二兆円の増加、信組は減少いたしますが、一千億円の減少、そういう計算結果は出しております。

○平(将)委員 よく民主党さんはそういうシミュレーションを出すけれども、ちょっと認識が甘いんじゃないかなと思います。それは今までのトレードをとつてているわけでしょう。要はそれを逆にしただけでしよう、ふえているもの、増減の額を。(大塚副大臣委員長と呼ぶ)まあまあ、ちょっとといでですよ。

そうしたときに一番不安なのは、平常時ないでよ。例えばタイミングで、今さまざま金融不安があつて、信金、信組、特に信組の方はまだいろいろな問題を抱えている、財務内容とか経営において。そういう問題がなかなか、これは我々自民党政権にも責任があるんだけれども、そういう問題を抱えていながら、郵貯が、では上限を倍にしますと、今度は何割増しじゃないです。

倍に見たときに、では、その預金の流出、特にマクロで見たらそういう数字になるかも知れないけれども、ピンポイントで見れば、必ずいろいろな経済誌が危ない信金、信組ワースト百とかよくやっていますね。ああいうものが出てきて、そして、よく御承知だと思うけれども、金融の世界は、一たんそういう大きな流れができると、なかなか歯どめがきかなくなるんだと思いますよ。

私は、信金はまだ大丈夫なんだろうと。ネットワークもあるし、中央金庫の財務内容もあるから、問題は信組だと思つてゐるんですよ。しか

も、ただでさえ預貸率が低くて、収益性が低く

強化をしたんです。しかしながら、その中で、抜

しつかりよく見ていただきて、早目早目に手を打つてもらわなければいけないと思います。そん

な中で前政権も細心の注意を払つてきました。渡辺喜

美大臣のときに金融機能強化法もまた改正をして

ふうに思つております。

○平(将)委員 当然、金融のシステムはやはり

しっかりとよく見ていただきて、早目早目に手を打つてもらわなければいけないと思います。そん

な中で前政権も細心の注意を払つてきました。渡辺喜

美大臣のときに金融機能強化法もまた改正をして

ふうに思つております。

ども、そういう認識はお持ちでしょうか。

○大塚副大臣 これは、自民党政権時代から金融行政当局は、金融システムの安定性のために常に注意力を維持して監視、監督をしておりますので、現在、そういう信用不安的なことは一切ございません。ただ、おつしやるよう、相対的にどの業態に影響が出る蓋然性があるかといえば、先生御指摘のとおり、信組であるというふうに思つております。

もつとも、自民党政権下でもずっと金融改革を取り組んでいらっしゃったわけでございますが、信金、信組全体は郵政改革とは関係のないところで一つのトレンドがあるわけでありまして、その中で信組をどうするかということは、ちょうど去年の選挙直前の先生方の政権のときに、例えば信組と信金の業態の垣根を変更しようではないかというお取り組みも方針として当時の金融庁がござります。

それで、どうするかということは、ちょうど去年の選挙直前の先生方の政権のときに、例えば信組と信金の業態の垣根を変更しようではないかというお取り組みも方針として当時の金融庁がござりますので、御懸念のようなことにならないよう最善の対応をさせていただきたいというふうに思つております。

○平(将)委員 当然、金融のシステムはやはり

しっかりとよく見ていただきて、早目早目に手を打つてもらわなければいけないと思います。そん

な中で前政権も細心の注意を払つてきました。渡辺喜

美大臣のときに金融機能強化法もまた改正をして

ふうに思つております。

○平(将)委員 当然、金融のシステムはやはり

しっかりとよく見ていただきて、早目早目に手を打つてもらわなければいけないと思います。そん

な中で前政権も細心の注意を払つてきました。渡辺喜

美大臣のときに金融機能強化法もまた改正をして

ふうに思つております。

それで、地域金融機関の問題と郵貯の問題は、政治的、政策的にはちょっと離れてるかもしれないけれども、地域のお金を預ける人にしてみれば同じ話です。同じカテゴリーの中の、どちらに預けるかという話なんです。ですから、金融機能強化法、ちょっと詳細は忘れましたけれども、万

全を全くしてもらわなきやいけないのは当たり前なんだけれども、予期せぬリスク要因をつくつた



をつくるんだと言いましたら、この役所のパートにも、海外では、低利、長期の金融支援をやっている、アメリカ、ドイツ、フランス等では書いてあります。その先に、「誘致合戦」になつてはいるというふうに私は説明を受けているわけであります。

先ほども言いましたけれども、このスキームで調達金利は多少安くなりますね。あと、比較的の長期だから、金融機関が出しへくいけれども出しありますねというスケームだと思いますが、この程度のスキームで海外から誘致ができるんですか。

○松下副大臣 この制度は、エネルギー環境適合製品の開発、製造を行うために必要となる大規模で長期の資金供給を促すもの、こういうことでございます。これによりまして、こうした製品の開発、製造を行う事業者に対しまして、これまで以上に設備投資などの企業活動を行いやすい環境を提供するということになると考へております。この法案によって、エネルギーや環境分野において、海外からの誘致を含めて、我が国への企業立地を促す効果が生み出されることを期待しているところでございます。

一方、金融支援以外の措置を通じた企業立地促進策、法人税や税制関係ですけれども、これも重

要であると認識しております。我が国の立地競争力を強化するために、税制の措置、それから規制の見直し等も含めた総合的施策パッケージを今後打ち出していく必要がある、そう考へております。

○平(将)委員 今、副大臣は期待をしていると言いましたけれども、ちよつと冷静に議論しましよう。

調達金利がわざか○・何%変わるかと

子副大臣も言われましたけれども、中長期の金は出にくいくらいだという話もそれはわかります。しかしながら、これはインセンティブにはならないですね。海外の企業は、これがあるからアメリカやヨーロッパの企業が日本に立地しようとはなら

ないです。それはどうですか。

○増子副大臣 平委員のおつしやるとおり、これでいきなり海外からの融資ということには、直接的には私もそう簡単ではないと思つております。しかし、日本の社会の中で低炭素社会をつくるという、その上で日本はそのためのあらゆる条件

を整えているんだという環境整備をすれば、中期的にはやはり海外が日本に目を向けることも十分今後あり得ると思つていますので、この法案が成立することによって投資の促進ということも、私は、かなり海外からも期待できるのではないかとおも含めて、この法案が成立した後しっかりと取り組んでいきたい、そういうふうに認識をいたしております。

○平(将)委員 私はかなり期待できないと思いますよ、正直言つて。ですから、今、松下副大臣おつしやられたところ、ほかのインセンティブ、法人税であつたり特区であつたり規制緩和であつたり、そういうふうなことをやらないと、役所はこういう説明をしましたけれども、これは書かない方がいいですね。ほとんどこれは効果がないですよ。これで海外の企業が来るわけがないですよ、普通の経済合理性を持つてる人から見れば、ただなるほどなと思つたのは、海外に出ようとしている国内企業を若干引きとどめる効果はあるということは確かにそうかなというふうに思います。

ただ、その中で、これと関連して合同委員会でやりましたが、温暖化対策基本法、これも採決さ

れ、海外に出るのか出ないのか、今までに決断をしなきゃいけないんだけれども、ロードマップがなければどのくらいの負担になるかわからない。

だからそれを示してくれと言つてあるんだけれども、国際交渉があるから示さない、基本法だから示さないんだ、そういう議論だつたと思います。

ですから私は、これは両方整合性をとつてもらつて判断できるようにぜひひいていただきたいなと思います。基本法じやないかといつたつて、二五%という数字が入つているんですから。期限、期間が入つているんですから。ですから、この辺は私は小沢環境大臣のあの答弁はかなり無理があると思うし、政治的にはそうかもしないけれども、少なくとも投資の判断を迫られている株式会社のボードメンバーから見たら、判断できないことにならざるを得ないと思うんです。

ですから、環境省は環境省の言い分はあるでしょうけれども、経産省は経産省で、その辺はぜんぶこれは効果がないですよ。これで海外の企業が来るわけがないですね。ほとんどの質問があるんですけど、あと二、三分ですか。済みません、大串さんにも来てもらつているので、お待たせしました。まだまだいつばり質問があるんですけど、あと二、三分ですか。済みません、大串さんにも来てもらつているので、お待たせしました。これはちょっと、若干、本スキームの中心的な議題ではありませんが、この支援措置の左の箱の下ですが、日本政策金融公庫の前に国があつて、そこには財投貸し付けということが載つています。これは、財融特会からお金を持つてくるという話、財融特会の中から資金を出してくるということがあります。そこには財投貸し付けですね。財投は財投債を出して、財

が目的の一つ。

これを行うことによって、千分の五十というこ

の原則以下に金利変動準備金はなつてゐるわけ

でありますけれども、なぜこれをこういうふうにし

たかというと、税外収入を最大限確保する、これ

が目的の一つ。

それともう一つは、金利変動準備金といふのは、

あくまでも将来の金利変動準備金がないからと

す。それに向けて、金利変動準備金がないからと

いつつすぐいろいろなりリスクが顕現化するわけ

ではありませんが、将来的なバッファーが減るとい

う意味であります。かつ、財投は調達も融資も非

常に長い年限で回していきますので、すぐにいろいろなリスクが顕現化するわけじゃないというこ

とで、今回こういうような措置をしたわけでござい

ます。

償還確実性に関しては、貸付先をどうするかと

いうこともあります。これは、基本的には法律に基づいた機関に貸し付けてありますし、あるいは

地方公共団体、この辺の償還確実性も財投計画の中でしっかりと見て、リスクに関しての備えをき

ちつとやつていただきたいというふうに思つていま

す。

そもそも、準備金というのは、僕らが議論したときは総額の一〇%だつたと思いますが、一〇%

から五%に落ちて、今は何%かわからなければ

どちらも、その準備金は今、どういう位置づけになつて

います。

○大串大臣政務官 お答え申し上げます。

御案内のように、財投特会の積立金は金利変動準備ということで、総資産の千分の五十、先ほど

千分の百とおつしやいましたけれども、千分の五

十という段階に落としたのは、自民党政権下にお

いて落とされました。これを積み立てることが特

別会計法上の原則であります。

今年度、二十二年度予算では、二十二年度末積立金見込みも含めて全額の四・八兆円を、臨時特

例的に法律をつくつて一般会計に繰り入れるとい

うことにしました。

これを行うことによって、千分の五十というこ

の原則以下に金利変動準備金はなつてゐるわけ

でありますけれども、なぜこれをこういうふうにし

たかというと、税外収入を最大限確保する、これ

が目的の一つ。

それともう一つは、金利変動準備金といふのは、

あくまでも将来の金利変動準備金はないからと

す。それに向けて、金利変動準備金がないからと

いつつすぐいろいろなりリスクが顕現化するわけ

ではありませんが、将来的なバッファーが減るとい

う意味であります。かつ、財投は調達も融資も非

常に長い年限で回していきますので、すぐにいろいろなリスクが顕現化するわけじゃないというこ

とで、今回こういうような措置をしたわけでござい

ます。

償還確実性に関しては、貸付先をどうするかと

いうこともあります。これは、基本的には法律に基

づいた機関に貸し付けてありますし、あるいは

地方公共団体、この辺の償還確実性も財投計画の中でしっかりと見て、リスクに関しての備えをき

ちつとやつていただきたいというふうに思つていま

す。

○平(将)委員 もう時間が来ましたので、ちよつ

と問題というか懸念の指摘だけにとどめますが、

まず、金利変動のを全部使っちゃつたと。ただ、まだ仕入れた金利よりも貸している金利の方が高いから、またそれはたまつていくんだとと思うんですね。

それで、二つ指摘したいのは、一つは金利変動の部分。これから財政がかなり悪化をしてきて、国債もちょっとと消化できないんじゃないかなという空気が出てきたときに、財投債だつて金利は上がりますよ、調達コストが。だから、金利変動については、今まで以上にこれからリスクが高くなる可能性があるというのを念頭に入れるべきだというのが一つ目。

二つ目は、金利リスクはとつているけれどもデフォルトリスクはとつていないわけですね。その理屈は、貸している先が公的機関だから、法律に基づいているから、清算をしたらそこで手当てをは僕は賛成ですよ。でも、そうすると時価で清算ということになってしまいますから、そうするとデフォルトリスクをではどこでとるんだと。最後、法律でとるのか、いわゆる財融特会全体でとるのか。そういうデフォルトリスクを、行革をやればやるほど時価で清算ですから、そういうリスクが出てくるということを指摘したいと思います。

済みません、質問要綱が半分ぐらいで終わっちゃいましたけれども、時間が参りましたので、続きはまた次回やらせていただきたいと思います。

○東委員長 次に、佐藤茂樹君。

○佐藤茂樹 委員 公明党の佐藤茂樹でございます。エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行なう事業の促進に関する法律案、略称低炭素投資促進法案につきまして、最後の質問になると思うんですが、させていただきたいと思うわけでございま

す。

この法案そのものは、法案の目的並びに趣旨は時宜にかなつたものである、そのように私どもは考えております。その上で、若干懸念がある点と、そしてなおかつ、どうしても政治家の議論というと大きな議論になつてしまふんですけれども、新しい制度が今回二つ創設されるわけですから、時間がありましたら、法案の条文に即して、きちっと立法者の趣旨が、この条文はどういう意味を言つておられるんだということを確認もさせていただきたい、そのように考えておるわけでございまます。

それで、この法案については大きく二つの柱がございます。先ほど平先生も経産省の説明資料をもとに言われていましたけれども、第一は、その資料、私は使いませんけれども、左側の部分の、例えば、電気自動車であるとか太陽光パネルなどの、そういう低炭素関連産業の大規模な設備投資を促進するための、日本政策金融公庫を活用した長期、低利の資金供給を支援する制度を創設するということ。もう一つは、中堅・中小企業を対象にして、例えば、省エネ型の工業炉、あるいは省エネ型ボイラー、太陽光パネルというようなものを、そういう低炭素関連設備をリース取引で導入しやすくするための、そのためには導入先の事業会社がどうしても信用力が足りない、それを補完するための新たな保険制度を創設する。

この二つの柱なんですねけれども、その内容に入るためにぜひちょっと経産省の考え方をお聞きしたいのは、この二つ、先ほど政府の、あれは内閣府の政務官でしたか、ちょっと内容を勉強されていないから勘違いされていたと思うんですが、あくまでも、やはり一番目の柱の方、ソースステップローンの方は、やはり対象はあるいは大規模な設備投資を行う高度な技術力を有する、そういう特定事業を行うためといふことを考えれば、第一のスキームの支援対象とい

うのはやはり大企業の比率が相当程度高くなるだ

ろう。  
それで、あえて私がお聞きしたいのは、国家戦略上、こういうところにしつかり国際競争力をつけるために力を入れていく、こういう政策が一つひ持つてもらいたいと思うんですね。

そこで、ぜひ私は、具体的に二つの点に力を入れていただきたいのは、一つは、先ほどから議論が持つてもらいたいと思うんですけど、地球温暖化対策基本法と支えてきたほとんどの中小企業の皆さんへの支援をさらに強化していくんだという視点をやはりぜひ持つてもらいたいと思うんですね。

そこで、ぜひ私は、具体的に二つの点に力を入れてもらいたいと思うんですけど、地球温暖化対策基本法という法律もきょう衆議院を通過するんだと思うんですけど、政府の方針によって、低炭素社会に向かう政策のかじ切りというのを明確に、これからさらに強くされしていくんだろうと思うんです。それを持られることになる中小企業の経営の安定に向けた支援措置というものをやはりさらに強化していくべきだろう。

例えば、これはことしの中小企業白書、四月下旬に閣議決定されたものでございますが、すべて読みませんけれども、その第二部に「中小企業の更なる発展の方策」というのがあります、その百八ページから「環境・エネルギー制約への対応」という欄で特集が組まれているわけです。その中に、中小企業というのは、今、我が国のエネルギー起源二酸化炭素排出量の一・二・六%を占めるんだということを明記された上で、中小製造業のエネルギー効率が実は大企業に比べて改善していない、そういう指摘をされているんですね。その原因を二つ挙げておられまして、一つは、主な課題として、省エネの情報、知識の不足という問題がある、もう一つは、資金的な課題とそういうのがあって中小企業が省エネになかなか取り組まれていない、そういう指摘がことしの中小企業白書の中にされております。

ですから、私が言いたいのは、その資金的な課題というものをしっかりと踏まえた上で、これか

い

ら低炭素社会に向けて中小企業も努力していくよ

うな、また、努力していくのに向けて経営がしっかりとバックアップされる、安定化が図れるような施策というものを、今回、その一環でリース取引が入れられているんですけれども、それを上回るような、さらに次々と施策を出していただきたいということ。

もう一つは、先ほど言いました、平先生が使われたものだつたら、この左側のここの部分というの、まさに、太陽光パネルにしても、電気自動車の三菱自動車を例に出されておりますけれども、こういうところにしても、大企業なんですかれども、中小企業だつて、大企業ほど資金力も信頼力もなくても、やる気と技術力は持つてあるんだから、エネルギー環境適合製品を自分たちも開発、製造したいんだ、そういう企業だつて当然あるわけあります。しかしながら、みずから技術を製品開発や市場開拓に結びつけていくと、そういう力まではない。そういう中小企業であるとかいわゆるベンチャー企業の業務拡大を支援していくような施策というのも当然図られるべきである。それはやはり新政権としてもやっていただきたいと思うわけです。

ですから、ちょっとと長くなりましたが、一つは、低炭素社会への政策の大好きな政府のかじ切りの影響を受ける、そういう中小企業の経営の安定化に向けた支援措置というものをしっかりとやつていただきたいということ。もう一つは、こういうエネルギー環境適合製品を開発、製造する、そういう事業をやるんだ、また技術もありますよ、そういうすぐれた中小企業やベンチャー企業へのさらに後押しができるような施策というものを、この法案とは別にしつかりとやつていただきたい、そのように思つんですけれども、ます経済産業省の見解を伺つておきたいと思います。

○直嶋國務大臣 私は、佐藤議員の今の御指摘のとおりだというふうに思つています。  
先ほど中小企業白書を引いてお話をございましたけれども、まさにその中に書かれていますよう

に、中小企業が我が国のエネルギー起源二酸化炭素の約一三%、一二・六ということでございますが、排出しているということと、中小企業の皆さんのが、向かうへ向けた課題の多くはやはり費用面にあります。

そういうことも踏まえまして、経済産業省としては、中小企業がこうした地球環境問題への対応やさらなる省エネルギーの推進に取り組むことを支援するために、この法律だけではなくて、資金繰りの支援、それから省エネ診断等のソフト面での支援でありますとか、あるいは税制や補助金による設備の導入支援ということを、今も行っていますところでございますが、さらにこれらをしっかりとやつていただきたいというふうに思っております。いずれにしても、中小企業の皆さんの経営の安定を図りながら低炭素社会を進めていくということになりますと、やはり中小企業の皆さんとのところの対応が一つのポイントになるということでありまして、しっかりとやつていただきたいというふうに思っています。

それから、経産省の資料の電気自動車はメーカーのものが載っていますが、今、こういう一つの技術革新の時期でありますと、いろいろなところで、例えば電気自動車といつてもいろいろな形の電気自動車がアイデアとして出てきてしまして、一部のマーケットの層をターゲットにしたものであります。例えばスポーツタイプの電気自動車とか、さまざまなものが出てきてござります。まさにそういうものは中小とかベンチャーになってくると思っていまして、それらに対する目配りもあわせてしっかりやつていただきたいというふうに思っています。

○佐藤茂委員 ですから、私が申し上げたいのは、これは昨年末の新成長戦略の一つの、政府の用語でいいますと、早期実行プロジェクトの二十五のうちの一つの柱として法案をつくつてやるんだ、しかし、それだけがすべてじゃないんだ、そういう意識は今大臣と共有しましたので、二つ目の方で言いたいのは、そこにひつかからないけれども、

ども、やる気もあり、また、取り組んでいこう、低炭素社会はチャンスだ、そういう形で取り組む企業の後押しもぜひやつていただきたいな、そうあるということあります。

それで、もう一つ、平先生が多分したくてできなかつたんだろうと思うんですが、前にこの委員会でもそういう質問があつたかもわかりませんけれども、今回この法案が通つて、法案に基づいた施策の経済効果であるとかあるいは雇用創出効果というのをどういうように見ておられるのかと

いうのをぜひ確認しておきたいと思うわけです。先ほどからありましたように、今回、ツーステップローンによる貸し付けの原資として財政投融资資金一千億円が使われます。さらに、そういう特定事業促進円滑化関連の業務を行うために必要な出資金及び経費補助として一般会計予算に一・七億円、リース支援事業費として特別会計予算に八十億円がそれぞれ計上されているんですね。

これはたしかこの委員会だったと思うんですけれども、与党の方も質問されていましたと思うんですけれども、看板政策の割には、初年度としては法案に基づく施策が余りにもソリートル、いわゆる規模が小さ過ぎるんじゃないのか、そういう感を否めないわけですね。

経済産業省の法案にも、一番下にどう書いているかというと、「低炭素型産業を新たな経済成長の柱として育成し、我が国を低炭素型産業の世界拠点に」と。そういう大きな、世界拠点にするんだと書かれている割には、計上された予算額というのが余りにもインパクトが小さいというか、そういうようにしか思えないんです。

○近藤大臣政務官 佐藤先生にお答えいたしま

す。

まず、経済効果でございますが、低利融資の方でありますけれども、初年度、財投貸し付け一千億の低利融資でありますと、初年度二千五百億円程度の設備投資を喚起することを期待しております。また、リースの方でありますと、こちらの方では、中小企業を中心に年間一千五百億円程度の設備投資を後押しするのではないか、こう期待しているところでございます。合わせまして約四千億円の設備投資の効果がある、こういうわけであります。

こちらの四千億円の設備投資の波及効果でございますけれども、一定の仮定のもとで産業連関表を用いますと、一兆円程度の生産誘発効果とあわせて約十万人の雇用創出効果があると推定しておるところでございます。もちろん、この一兆円と十万人は初年度というわけではございませんが、何年か、複数年たつてということでございますけれども、一兆円の生産誘発効果と十万人の雇用創出効果がある、このように期待しておるところでございます。

○佐藤茂委員 ですから、それは最終的に一兆円あるいは十万人という形になろうかと思うんですけども、最初に申し上げましたように、後で申し上げます国際競争力という観点から見たときに、こういう法律というのは私は必要だと思つてゐるんですね。ですから、よい法案の枠組みをつくるられたんだけれども、その法案に基づいて実施する、予算をつけないと実施できませんから、計上する予算額が小規模で中途半端であれば、やはりその施策の効果というのも大きなものは出てこない。

ですから、十分な施策の効果をしっかりと期待するためには、今後、この進捗状況を見ながら、当初予定していなかつた部分が必要になつてくる必要に応じて予算の追加を行うとか、さらには、これまでお聞きしておきたのは、この法案に基づく施策を今年度実施することによって、どのように経済効果と雇用創出効果を想定されているのか、経済産業省の見解を伺つておきたいと思いま

す。

業省の見解を伺つておきたいと思います。

○近藤大臣政務官 佐藤先生と問題意識は全く共にしているわけでございます。現在、政府内において新成長戦略を策定しております。この中では、二〇二〇年までにグリーンイノベーションの分野で約五十兆円の市場をつくる、こういう目標を立てているわけでございます。

この具体的なアクションプログラムを六月中旬をめどに策定するわけでございますが、本法案は、それに先駆けた、二十五の、まずは手をつけれるアクションプログラムの一歩でありますけれども、全体の成長戦略の中でも全体像をつくりつつ、また本事業につきましても必要に応じて対応を検討してまいりたい、ぜひ後押しを先生からもいたければありがたい、このように思うところでございます。

○佐藤茂委員 そこで、次にお伺いしておきたのは、先ほど平先生もちょっと触れられたんですけども、海外、アメリカ、ドイツ、フランス等では、低利、長期の金融支援という、経産省の説明のボンチ絵の中にも書かれているという指摘がございました。

そこで、基本的に、例えば太陽光パネルも、日本のメーカーでいうと、シャープ、京セラ、三洋というのが少し前は世界トップだったのが、この二、三年の間に一気にその地位が下がってきておるというような、大変な競争の激化の時代になつておかないといけないと思うんですね。

それで、低炭素関連産業分野の技術開発の国際競争というのは、今言つたように大変激化する傾向にございまして、各國政府が独自の公的支援を行なうなどの国を挙げた取り組みというのは常態化してきている、そういう認識の中からこの法案は出てきたと思うんですけども、我々共通した認識を持つために、欧米主要国の低炭素関連産業に対する公的な支援というものの状況について、重立つたところをぜひ御説明いただきたいと思いま

○増子副大臣

佐藤委員にお答えをいたします。

まず初めに、この法案に対して私どもと共通した認識をお持ちになつていただけで一定の評価をいただいていることに大変感謝を申し上げたいと思います。しっかりと私ども、中小企業も含めて、日本の新しい産業をつくり技術革新を進めていくということに全力で取り組んでまいりたいと思っています。

そういう中で、欧米諸国の公的支援、いろいろございます。今代表的な例として、アメリカが、エネルギー省による、先進技術車の製造に係る設備の更新、拡充等に対する融資制度がございます。イギリスにおいては、政府による、低炭素化に関する設備投資案件に融資もしくは債務保証をする制度がございます。ドイツにおきましては、政府系金融機関による、新たな再生可能エネルギー発電所等の設立、拡張、購入に対する融資制度がございます。

欧米諸国の代表的なことを今三つ申し上げました。これから再生可能エネルギーを初めとして、さまざまな低炭素社会に向けての各国の融資制度や支援策も活発になってくると思います。私も経済産業省としても、世界ナンバーワンを目指すために、環境・エネルギー大国を目指す覚悟とそういう目標を持つておりますので、できるだけ、先ほどお話をありましたとおり、情報の共有化あるいは資金における課題等も含めながら、我が国においてこの法案を早期に成立させていただきたい、しっかりととした体制で取り組んでいきたいと思っております。

○佐藤茂委員 ぜひ、今、増子副大臣言われたように、政権の統一した見解としてナンバーワンを目指していただきたい。ナンバーワンだったら何が悪いんですかというようなことをぜひ言わなければいいお願いをしたいと思うわけでございます。

そこで、その上で、今回のこの枠組みの中で、国際競争力に負けないような、そういう国内事業者に対する公的支援措置が求められている背景か

ら出てきたと思うんですけども、そこで受給資格について、今回の支援、融資の確認をしておきたいと思うんです。

今、増子副大臣が言われたアメリカの制度というのは、エネルギー省、DOEが最高二百五十億ドルまで直接融資を行う、そういう制度になつてあるんです。ただ、その直接融資の対象者については極めて厳格な基準を設けているわけですね。

例えば、例を言いますと、融資対象となる製造施設がアメリカ内に存在すること、融資対象となる工学技術の統合がアメリカ内で行われること、また、融資された資金が、アメリカ内で実施される設備の整備拡張あるいは新工場の建設に関連するコストに充当されること、さらに、アメリカ内で実施される工学技術の統合のための費用として融資された資金が利用されること。

何が言いたいのかというと、受給資格を幾つか羅列している中に共通しているのは、例えば製造施設がアメリカに存在したり、さらにはアメリカ内で実施されるということを重視しているということでありまして、私は、日本も、今回の制度というのは、若干なりといえども国民の税金を使って国策として行う支援スキームですから、こういうところについてはやはりしっかりと学ばないといけないと思うんですね。

というのは、自動車にしろ、さつき挙げました各社というのはグローバルな生産体制になつてしまして、要するに経済的に最適な地域で生産を行うというのも当たり前になつてきているわけです。そのこととの兼ね合いをどう考えるか、そこ

の条件を付すこともやはり政府の方針として考えておくべきではないのかなと思うんですが、経済の見解を伺つておきたいと思います。

○増子副大臣 まさに同感でございまして、世界ナンバーワンを目指す我が国としては、国内産業の育成というのが何よりも重要なだと思つています。

今回のこの法案は、エネルギー環境適合製品の開発や製造の事業の促進を図るということになつておりまして、我が国の産業がこれによって振興して国民経済の健全な発展に寄与しなければ何の意味もございません。そういう意味では、この法案の支援対象は、まさに日本国内において開発や製造を行つ取り組みに限定されるものというふうに私どもは解釈をいたしております。

実際、支援措置の前提となる主務大臣の認定に当たりましても、技術水準の著しい向上や新産業の創出を通じて我が国産業の発展に資するものであるかどうかを大変重要な判断材料の基準といたしております。支援対象の国内における事業活動が認定に値するのかどうか、しっかりと確認をしていきたいと思っております。

国民の皆さんへの税金を使わせていただきわけではありませんから、国内の生産拠点をきっちりと確保しながら、国内のいろいろな産業を興すことによつて経済効果や雇用も創出していくということではなければ何にもなりません。それができて初めて世界ナンバーワンの国になることが可能であろうというふうに私は思つておりますので、佐藤先生御指摘のとおり、しっかりと省を擧げて頑張つてまいりたいと思います。

○佐藤茂委員 もう一つ、どうしても、ポンチ絵でいうと左側の方に対しても質問ばかりに今までの委員会でもなつてきましたので、右側の方の

中堅・中小企業向け低炭素リース保険の創設について、残り時間で若干質問をさせていただきたいんです。

政府は、今回の法案において、リースというもののに対するメリット、デメリットを考えた上で、あえてリース取引を応援しよう、低炭素関連設備の普及を促進されようという、この保険制度といふものを創設されたわけですね。私は、リースという新たな手段によって低炭素関連設備の普及を促進されようとした理由は何なのかということをぜひ確認しておきたいわけあります。

というのは、リースというのは、例えば社団法人リース事業協会が行つたリース需要動向調査によると、メリットとしては幾つか挙げられていました。事務管理の省力化、コスト削減が図れる、またコスト把握が容易である、多額の初期費用が必要であるというようなメリット、また陳腐化にも弾力的に対応できるというようなことが挙げられています。

産業を発展させるという観点なんだけれども、外國の企業で、日本国内でそういう事業をされていり得る、そのように経産省は考えておられるのかどうか、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○増子副大臣 日本国に生産拠点を有するものであれば、当然その支援対象になるものと私どもは解釈をいたしております。

先ほど平委員が質問されました、海外から企業を呼び込むことができるのか、海外からそういう投資を呼び込むことができるのか、これはなかなか難しいんじゃないかな、私はないというような質問がございましたが、まさに今、佐藤委員のおっしゃるとおり、海外から呼び込むということについては、その対象にしたいというふうに私どもは考えております。

さて、その問題に答えると、私は、リースと

は、受給資格に限度を設けながらも、例えば日産の現地子会社というものが、約十六億ドルだったと

思つんでしきれども、アメリカの支援措置で融資を受けているわけですね。ですから、日本の国内

逆に、リースじやなくて購入の方がいいんだと  
こういう考え方でござります。

いう理由としては、当面更新を行わず長期間使用する予定である、あるいは基幹的設備のため自己所有の方が安心である、そういう理由を挙げる経営者が多いわけです。

何が言いたいのかというと、先ほども申し上げた、このリース保険制度の創設によって何がねらいいたとなるのかというと、省エネ型工業炉とか省エネ型ボイラー、また太陽光発電パネル等のそういう低炭素関連設備の機器をリースによってきちんと活用していくだこうということなんだけれども、これを長期間使用するということを考えた場合には、購入した場合よりもリースの方が中小企業にとってはトータルコストが高くなつく、そういう

うことも十分考えられると思うんです。そういうことを考えた上でもなおかつ、今回リースの取引を推進するための保険制度をつくるう、そのようにされた理由は何なのか、経産省の考え方をお聞きしておきたいと思います。

は長所、短所、両面があると思うんですが、今回特に私たちが念頭に置きましたのは、中小企業の場合、先ほどお触れになつたように、やはり初期の投資コストの抑制ができるということ、それから、そのことによつて、融資じゃないので銀行の借り入れ枠が温存できますので、銀行融資がほかのものに使える、こういうこと等、やはり設備投資をリースにより行うという必要性を訴える企業がたくさんございます。

私どももちょっとアンケートをとらせていただきましたが、特に省エネ設備導入の課題として資金調達を擧げる企業の中では、リースを活用したいというのが一番数がたくさんございまして、まずこの点を手当したいということで用意をさせていただいたということでございます。

そういう意味で、従来から積極的な融資も行つてしておりますので、その融資に加えてこのリース制度を取り入れることによって、全体的なエネギー環境適合製品の導入促進がさらに図れる、

まして、御説明を申し上げたいと思います

国際的な資源獲得競争が激化する中で、金属鉱物や石油、天然ガスの安定供給を確保することの重要性が高まっています。特に、電気自動車を中心にアーメタルなどの金属鉱物資源の確保は、低炭素社会の構築と我が国の今後の経済成長を図る上で、契約の果道によつて、ます。

○東委員長 次回は、明十九日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

他方、昨今、為替や資源価格等の動向により資源の価格が大きく変化するとともに、技術的に困難な開発プロジェクトが増加する中、我が国

い  
ます  
このため、我が國企業による資源権益の確保を並  
支援する役割を担う独立行政法人石油天然ガス・  
金属広物資源開発について、金属広物の広山産業は

の資産買収に対する支援機能を拡充し、金属鉱物や石油、天然ガスの権利に支援するための資金を調達する手べく、本法律案を提出いたしました。改正の内容は次のとおりです。

第一に、我が国企業が金属鉱物の鉱山権益の資産買収を行う場合に、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構がこれを支援するための出

資を行ふことを可能とします。

第二に、我が国企業が金属鉱物や石油、天然ガスの権益の資産買収を行う場合や資源開発プロ

シケトを実施する場合は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構がこれらを支援するために出資や債務保証を行うための資金を、政府保証つき長期借入金等により調達することを可能とします。

しつつ、我が国企業の権益確保の支援を行うこと  
ができるよう、主たる事務所の所在地を神奈川県  
から東京都に変更します。  
以上が、本法律案の内容です。  
どうぞよろしくお願いいたします。



平成二十二年五月二十八日印刷

平成二十二年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A